

## 商品概要説明書

リフォームローン<（株）ジャックス保証>

(2025年12月1日現在)

商品名	・リフォームローン<（株）ジャックス保証>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>・申込時年齢満18歳以上であり、完済時年齢満81歳以下の方</li><li>・安定継続した収入の見込める方</li><li>・対象不動産が、本人または配偶者、親、祖父母、子の所有もしくは所有予定であること (同居の有無は問いません。)</li><li>・原則として、団信に加入できる方 (1,000万円以下の場合は任意となります。)</li><li>・過去に不渡り、延滞等の事故がなく（株）ジャックスの保証が受けられる方</li><li>・リフォームローンまたは住宅ローンの借換資金を資金使途に含む場合、その対象ローンに直近6ヶ月以内返済遅延のない方</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人もしくは家族が所有または所有予定である住宅に関する以下の資金 (所有者が本人以外の場合は本人の同意が必要となります。)<ol style="list-style-type: none"><li>1. 住宅の増改築工事、住宅設備機器（太陽呼応発電システム等含む）購入、設置工事資金</li><li>2. 外構、造園、エクステリア工事資金</li><li>3. 上記1・2と住宅ローン借換資金（有担のみ）の合算資金 (返済実績5年以上が必要となります。)</li><li>4. 本人が所有する予定の住宅（新築・中古）購入資金 (個人間売買および事業を目的とした購入は対象外となります。)</li><li>5. 本人が所有している住宅に隣接する土地の購入資金 (道路を挟んだ対面の土地も対象となります)</li><li>6. 空き家を活用するための以下の資金<ul style="list-style-type: none"><li>①賃貸を目的としたリフォーム資金</li><li>②空き家解体にかかる資金、土地の有効活用にかかる各種設備費用</li></ul></li><li>7. 上記1～6に伴う諸費用 (登記費用、家具・架電等の購入資金等)</li><li>8. 既有リフォームローン借換費用</li></ol></li></ul>
融資形式	・証書貸付
融資金額	<ul style="list-style-type: none"><li>・10万円以上1,500万円以内（1万円単位）<ol style="list-style-type: none"><li>1. 借換資金のみの場合は残存一括償還金額を上限とします。</li><li>2. 太陽光発電システム購入資金は500万円以内となります。</li><li>3. リフォームローン借換資金は残存一括償還額以内となります。</li><li>4. リフォーム等に伴う諸費用は100万円を上限とします。</li></ol><p>※500万円を超える場合はインターネットではなく、お近くの店頭窓口で直接お申込みをお願いします。また、1,000万円を超える場合は団信への加入が必要となります。</p></li></ul>
融資期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・1年以上20年以内 借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。</li></ul>
融資利率	・固定金利
融資方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、工事完了後の業者振込<ol style="list-style-type: none"><li>1. 借換資金は、返済用口座または借入先への振込となります。</li></ol></li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・1. 元利均等毎月返済</li><li>・2. 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済（ボーナス）の併用 ※半年毎増額返済の元金の合計は融資金額の50%以内となります。</li><li>・3. 元利均等半年返済</li><li>・4. 元利均等年返済</li></ul>

	<p>※半年返済、年返済は①組合員、②漁業従事者、③左記①②の被扶養者のみとなります。</p>
担保	・原則不要です。
連帯保証人	・原則不要です。
徵求書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の書類が必要となります。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人確認書類…運転免許証等</li> <li>2. 所得証明書類 給与所得者…源泉徴収票または住民税決定通知書 個人事業主…確定申告書（e - Tax は受信通知要）または納税証明書（1・2）</li> <li>3. 資金使途証明書 新規工事の場合…見積書、注文書等 (家電、家具等購入の場合は不要です。) 土地購入の場合…隣地（底地）であることを確認できる書類の写し 借換資金の場合…①償還表 ②返済実績資料（直近 6 カ月）</li> <li>4. 融資実行後の確認書類 ①資金使途 4・5 の場合は対象不動産の所有権移転（保存）登記後の登記事項証明書の写し ②資金使途に借換を含む場合は借換対象ローンの抵当権抹消後の登記事項証明書の写し</li> </ol> </li> </ul>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会（組合）本支店（所）または本店営業部（電話：087-851-5312）にお申し出ください。当会（組合）では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Fマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 苦情等について納得のいくような解決ができない、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、J Fマリンバンク相談所（TEL：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。</p> <p>※ 詳しくは、当会（組合）のホームページをご覧いただくか、当会（組合）本支店（所）または本店営業部（TEL：087-851-5312）にお問い合わせください。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</li> <li>○第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）</li> <li>○第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</li> </ul> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJ Fマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご返済額の試算をご希望の方は窓口へお申し出ください。</li> <li>・最新の利率については窓口にお問い合わせください。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

西日本信用漁業協同組合連合会